

盛岡広域振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年4月20日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600263	株式会社アンダンテ	咲の樹（えみのき）訪問介護	滝沢市大釜大清水334番地1	平成30年3月31日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600271	株式会社アンダンテ	咲の樹（えみのき）デイサービス	滝沢市大釜大清水334番地1	平成30年3月31日